

第149回 岡山県都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成24年2月15日(水) 14:00~14:50

2. 開催場所 三光荘 2階 アトリウム

3. 出席委員 11名(17名中)

4. 議題

第1号議案 勝山都市計画道路の変更について

第2号議案 久世都市計画道路の変更について

第3号議案 落合都市計画道路の変更について

第4号議案 落合都市計画公園の変更について

第5号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更について

第6号議案 津山広域都市計画道路の変更について

第7号議案 笠岡都市計画道路の変更について

5. 議事録

【署名委員の指名】

会 長

まず、署名委員の指名をさせていただきます。

本日の会議の署名委員には、A委員と、B委員のお二人にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

会 長

お二人の方、よろしくお願いいたします。

【公開・非公開の採決】

会 長

本来、公開・非公開の採決に入りますが、本日は傍聴者の方はおられないのでしょうか。

事務局

いません。

会 長

はい、それでは、お見えになっていないということですので、特にこれにつきますので採決は省略させていただきます。(原則のとおり公開)

それでは、付議案の概要について事務局からご説明をお願いします。

【付議案の概要説明】

事務局

事務局の都市計画課長の岡でございます。よろしくご説明いたします。失礼ですが、座って説明の方させていただきます。

資料の1ページめをご覧いただきたいと思っております。A4版の「付議案の概要」をお開き下さい。

本日の議案は7議案でございます。第1号議案から第4号議案は、昨年11月

の審議会でご審議をいただきました、真庭市の都市計画区域の再編に伴います、道路及び公園の名称の変更でございます。

第5号議案と第6号議案は、赤磐市及び津山市におきます、長期未整備の都市計画道路の計画の見直しに伴う変更でございます。

第7号議案は笠岡都市計画道路「笠岡国道2号線」の道路の種別を、幹線街路から自動車専用道路に変更するものでございます。

なお、第1号議案から第4号議案は名称のみの変更でございます、都市計画法に基づきます縦覧手続きは不要となっております。

また、縦覧の必要な第5号議案から第7号議案につきましては、縦覧手続きにおきまして、意見書の提出はございませんでした。

説明は、以上でございます。

【第1号議案から第4号議案審議】

会 長

ありがとうございました。

それでは、議案の審議に入りますが、第1号議案から第4号議案までは、一括審議が必要だと思いますので、第1号議案から第4号議案までの説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、1号議案から4号議案につきまして説明させていただきます。資料の2ページをお開き下さい。

前回、11月14日に開催しました、第148回の審議会におきまして、左上にありますように、真庭市の勝山、久世、落合の3つの都市計画区域をひとつに統合する、区域の変更を議決いただきました。その結果、現在、県下の都市計画区域は、左下にありますように、14市7町で14区域が指定されております。

今回お諮りします第1号議案から第4号議案は、真庭市の都市計画区域の統合に伴います、道路及び公園の名称の変更でございます。

資料の右上をご覧ください。統合前の各都市計画区域における都市計画は、それぞれの都市計画区域の名称を冠しておりましたが、勝山、久世、落合の3つの区域が1つに統合されまして都市計画区域の名称が「真庭」となりましたもので、それぞれの都市計画の名称を「真庭」と変更するものでございます。

第1号議案から第3号議案の、まず道路につきましては、一部に昭和39年当時の旧都市計画法のルールに基づきます番号が付されているものがございまして、また、統合により一連の番号が重複するというものが生じております。このため、名称の変更に合わせまして、改めて番号を振り直すこととしております。

現在のルールでは、道路に付します番号は、そこにございますように最初の数字が、幹線街路か自動車専用道路なのかなどの道路の種別を、それから2番目の で示しておく部分が道路の幅員の規模を、3番目の で示しております部分が、数字の一連の整理番号というふうになっております。

2ページ右下のように、現在、真庭市において都市計画決定されている道路は全部で19路線ございまして、これらについて、ルールに沿って番号を付しますと、ご覧のようになります。一連の番号は、真庭市の西側に位置するものから順に付すという格好にしております。

なお、本日ご審議をいただきます路線は、一覧表のうち、白で抜いております、これは市が決定権者となっているものでございますが、この白抜きにしている部分を除く15路線でございます。

市決定となる路線につきましては、先日、真庭市において真庭市の都市計画審議会が開催され、変更について承認が得られていることをご報告させていただきます。

また、第4号議案は公園に係る案件でございます。現在の落合都市計画公園「落合町総合公園」を、真庭都市計画公園「落合総合公園」に、変更するものでございます。名称に真庭を付しますとともに、落合町の町を外すということとしております。

これら、道路及び公園の名称の変更につきましては、真庭市に意見照会を行いまして、意見なしの回答を得ているところでございます。

第1号議案から第4号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

会 長

ご意見、ご質問もないようです。単なる名称の変更という形式的なことでございますので、それでは、第1号議案から第4号議案につきましては、原案どおり承認ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

はい、ありがとうございました。全員一致でご異議がないということで、第1号議案から第4号議案につきましては、原案どおり承認ということに決定させていただきます。

【第5号議案、第6号議案審議】

会 長

続きまして、第5号議案および第6号議案は、赤磐市及び津山市におきます、長期末整備の都市計画道路の計画の見直しに伴う変更でございます。同様の議案でございますので、一括審議をいたしたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明させていただきます。資料の3ページをお開き下さい。

説明の順序といたしましては、最初に都市計画道路の計画の見直しの背景と考え方、続きまして見直しの方針のイメージ図、最後に各路線の見直しの概要について説明させていただきたいと思っております。

はじめに、都市計画道路の計画の見直しについて、説明をいたします。

左から、見直しの背景が書いてございますが、都市計画道路は都市の骨格として良好な市街地を形成するための重要な基盤として、人口の増加や経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大などを背景といたしまして計画決定さ

れ、整備が進められてまいりました。

県内におきましても、高度経済成長期の昭和30年代から40年代、その多くが計画決定されておりました。現在、約1,100キロの計画に対し、約600キロが整備され、残る約500キロが未整備の状態となっております。

これまでに都市計画道路だけでなく、国道ですとか県道などの幹線道路の整備が進みまして、道路ネットワークが充実してきております。一方、計画後、長期間が経過した路線の中には、社会情勢の変化等によりまして、その必要性が低下しているものもございます。

また、都市計画法によりまして、都市計画道路の区域内では、将来の道路を整備する事業が円滑に施行できるように、建築制限、要は建築に対する制限が課されておりました。必要性が低下している路線に、このような制限を継続するという事は、民間の建築活動に影響を与えるだけでなく、都市計画そのものへの信頼性を損なうおそれも懸念されているところでございます。

国におきましては、その左下中程にございますように、平成12年度から、見直しに向けた取組が進められてきております。

本県におきましても、左一番下にございますように、平成17年3月に都市計画道路見直しガイドラインを策定いたしまして、平成18年度から、岡山県南広域都市計画区域などで見直しの素案作成に着手し、その後、他の都市計画区域につきましても、順次、見直しを進めておるところでございます。

平成20年度から、市町ごとに見直し素案の公表や地元説明会を行ったうえで、資料の右中ほどのように、昨年の平成22年度は、岡山市、倉敷市をはじめといたします6市2町におきまして、見直しを行っております。その結果、64路線約93キロについて変更を行いまして、そのうち約70キロにおきまして、先ほど申しましたような建築制限が解消されているところでございます。

今年度は、赤磐市と津山市におきまして、都市計画の変更手続きを進めることとしてございまして、8路線約10キロにつきまして見直しを行いまして、約8キロについて建築制限が解消される案となっております。

資料の右上をご覧ください。見直しの考え方について説明をいたします。

まず、見直しの対象は、都市計画決定から30年以上が経過した、長期未整備路線を基本としております。その他、計画決定から30年に満たないものの、必要性が低下していると思われるものもございまして、そういう路線や区間につきましても、柔軟に検討の対象としております。

見直しの観点といたしましては、はじめに上位計画であります都市計画区域マスタープランやそれぞれ市町村が策定しております市町村マスタープラン、さらには市町村の総合計画などにおきます位置づけを確認いたしました。

次に、交通機能、それから道路の持つ市街地を形成するという機能、これらを総合的に検討いたしました。

見直しの方針といたしましては、必要性が低下している路線または区間につきましては、廃止、もしくは、機能が代替できる既存道路へ都市計画道路を合わせるように変更することとしております。

4ページをお願いいたします。

見直しの方針イメージ図でございます。

最初に、の必要性が低下しており廃止する場合でございます。

赤色の都市計画道路は、市街地と国道を結ぶ交通機能と、市街地の土地利用を支える市街地形成機能を担う路線として計画決定された都市計画道路でございますが、これにほぼ並行して緑色の県道が整備され、現在では、この県道によりまして、円滑な交通が確保されますとともに、市街地の土地利用も可能となっているという場合がございます。

このように、都市計画道路の担うべき役割が他の道路で代替され、必要性が低下しているという場合には、廃止するということが適当と考えておりまして、今回、津山市の中央線ちゅうおうせんほか3路線がこれに該当しております。

次に、中程の既存道路による機能代替、いわゆる現道合わせの場合でございます。

赤色の都市計画道路は、市街地を經由して下側の国道とさらに上側の国道を連絡する交通機能と、それからさらに市街地形成機能を担う路線として計画決定されたものでございますが、緑色の県道で、これらの機能を代替できる場合がございます。

先ほどの廃止のケースと異なりますのは、この路線が国道どうしを結ぶ幹線道路としてのネットワーク機能というものがございまして、今後とも必要であるという点でございます。このような場合には、中央下の図にありますように、現在の都市計画道路を廃止して、県道を都市計画道路として決定するということが適当と考えておりまして、赤磐市の岩田下市線いわたしもいちせんが、今回はこれに該当するケースでございます。

一番右端の、これは先ほどご説明いたしました「と」の組合せ」の場合でございます。

「廃止」する区間と「現道合わせ」する区間が、一連の路線の中にある場合がございます。津山市の皿一宮線さらいちのみやせん及び上河原小原線かみがわらおばらが、今回はこれに該当する場合がございます。

次に5ページに、今回お諮りいたします路線の一覧表をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

そこにございますように、上段が赤磐市で1路線、下段が第6号議案として津山市の6路線を今回ご審議していただくこととてしております。

続きまして、ご審議をいただきます各路線の見直しの概要について説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

まず、第5号議案の赤磐市におきます岡山県南広域都市計画道路の見直しについてでございます。

図の中で、赤の破線、これは廃止する区間、それから、青の実線、これは既存の道路に現道合わせする区間、黒の実線、これはそのまま存続する区間を表示しております。また、緑の実線は、都市計画決定はされておきませんが、国道等の道路のネットワークを表すため表示しております。なお、路線名を黄色の枠で表示しております岩田下市線いわたしもいちせんが県決定となる路線でございます。ちなみに、一方、白の枠で表示しております馬屋下市線まやしもいちせんは市が決定する路線となっております。

図の左下、岡山市街地方面から赤磐市中心部を結びます都市計画道路の岡山山陽線おかやまさんようせんは、4車線で整備が済んでおります。また、馬屋下市線まやしもいちせんは岡山山陽線おかやまさんようせんの整備によりまして必要性が低下しております。

して、市の決定で廃止することとしております。

ご審議をお願いします岩田下市線^{いわたしもいちせん}についてでございますが、本路線は、岡山山陽線^{おかやまさんようせん}を起点といたしまして、山陽団地を経て赤磐市中心部に至る道路として昭和44年に都市計画決定をされております。

7ページの方をお開き下さい。

都市計画決定後、40年を経過しております本路線は、延長が3,160m、このうち起点部となります南側の300m、それから砂川^{すながわ}を渡ります下市上橋^{しもいちかみばし}という橋の部分100mが、都市計画決定どおりの整備が完了しておりません。

右下にございますように、の起点部の詳細でございますが、この詳細図をご覧ください。起点部300mの区間については、車道は2車線で整備されておりますが、歩道部は、3.5mの計画に対しまして、現状は2mでございます。

しかしながら、大きな交通発生源でありました山陽団地の人口は昭和59年をピークに、現在、約7割まで減少してきておりまして、現在も年間100人から200人のペースで人口の減少が続いていると聞いております。

また、中学生の自転車によります通学は、岡山山陽線^{おかやまさんようせん}の自転車歩行者道が利用されております。したがって、この300mの区間につきましては、現市道に都市計画道路を合わせる「現道合わせ」の変更を行うことが適当と考えております。

右上の^{しもいちかみばし}でございます下市上橋部の図面をご覧ください。砂川^{すながわ}を渡ります下市上橋部^{しもいちかみばし}約100mにつきましては、昭和49年に山陽団地と同時に2車線の橋梁が整備されましたが、県道の岡山吉井線^{おかやまよしせいせん}との交差点におきましてその後、交通渋滞が発生し、昭和58年に既存の橋梁を拡幅いたしまして右折車線と歩道を整備する交差点改良が行われています。現状では、円滑な交通の処理が行われていることから、この区間につきましても「現道合わせ」の変更を行うことが適当と考えております。

続きまして、6号議案の津山市におきます津山広域都市計画道路の見直しについて説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

津山市の都市計画道路につきましては、図の赤の破線で示しておりますから^{かみがわらおぼらせん}の5の区間を廃止、それから^{さらいちのみやせん}の上河原小原線、これにつきましては、この路線を廃止したうえで、皿一宮線^{さらいちのみやせん}、^{さらいちのみやせん}でございますけれども、皿一宮線の区間を、の区間に振り替えて、現道合わせをしていくこととしております。詳細については、引き続き説明させていただきます。

続きまして、個別の路線について説明します。

資料の9ページをお願いします。

最初が中央線^{ちゅうおうせん}でございます。本路線は、市街化の進展、自動車交通量の著しい増加に対応いたしまして、市の中心部の東西交通を担いますとともに、都市の骨格を形成する路線として、高度経済成長期の昭和40年に都市計画決定されております。延長は約2,330mでございますが、現在、起点側の一部、約60mが整備されているのみでございます。その他の区間は未整備の状況でございます。

一方、津山市の人口は平成7年をピークに減少に転じておりまして、旧市街地におきましても、人口の減少が進みますとともに、武家屋敷ですとか社

寺等の歴史的な町並みの保存や、それから中心市街地の商店街の保全活用等がまちづくりの課題となっていると聞いております。

資料の10ページをお開き下さい。

津山市の都市づくりの概要図でございますが、中央線ちゅうおうせんが計画されている地区は、歴史的風致維持向上計画におきまして、津山城の城下町を中心とした重点地区に指定されております。図には茶色の実線、ちょっと見にくいかもしれませんが、茶色の実線で範囲を表示しております。また、中央線ちゅうおうせんは城東地区の町並み保存地区や城西地区じょうさいちくの社寺等の集まる区域にかかりますとともに、中心市街地では、ピンク色で表示しております商店街、この商店街を分断する計画となっております。津山の都市づくりの方向性は、従来の人口の増加や交通量の増加に対応した都市づくりというものから、「歴史・文化遺産の保全と活用」、さらには、「商店街の活性化」を目指した都市づくりに転換してきておりまして、中央線ちゅうおうせんの整備というものはこの方向性と現在では合わなくなっているという状況となっております。

すみませんが、資料の9ページにお戻り下さい。

交通機能の面では、北側に本路線と並行いたしまして4車線で整備済みの都市計画道路の新錦橋押入線しんにしきばしおしいれせんなどによりまして、東西交通の円滑な処理が可能でございます。市街地形成機能の面では、既存の市道によりまして、歴史・文化遺産と共存した土地利用がなされておりますことから、本区間の整備の必要性というものは低下していると考えております。

このため、右側の図にございますようにネットワーク上必要な青色、左端でございますが、青色で表示している起点部の約280m、この区間を除きまして、黄色で表示しております残る2,050mを廃止することが適当と考えておるところでございます。

恐れ入りますが、二枚めくっていただきまして11ページをお願いいたします。

続きまして、井口小田中線いのくちおだなかせんでございます。本路線は、中心市街地西部の南北交通を担います幹線道路として、これも昭和40年に都市計画決定をされました。

延長は約1,150mでございますが、現在、終点部の一部、約50mが整備されておりますものの、残る区間は未整備の状況となっております。

右側の図に示しておりますように、この中で黄色で表示しております安岡町押入線やすおかまちおしいれせん、東西に走っておりますが、そこから北側480mの区間は、先ほどの中央線ちゅうおうせんと同じく、歴史的風致維持向上計画の重点区域ほんきょうじに指定されておまして、このままでは、そこに表記しておりますような本行寺ほんぎょうじですとか、妙勝寺みょうしょうじなど社寺の移転を必要とする計画となっているところでございます。

この区間につきましては、東側に並行して、右側でございます東側に並行している大谷一宮線おおたにいちのみやせんが4車線で整備済でございます。南北交通の処理が可能となっており、廃止することが適当と考えております。

なお、青色、ちょっと薄い青色でございますが、青色で表示しております、残る院庄横山線いんのしょうよこやません、下側でございます、そこから先ほど申しました安岡町押入線やすおかまちおしいれせん、この間の約670mの区間につきましては、JR以南の市街地と国道53号及び吉井川北側の市街地を連絡する区間でございます。新たに、新しい名称の井口鉄砲町線いのくちてっぽうちせんとして存続する必要があると考えているところで

ございます。

資料の12ページをお願いいたします。

院庄横山線いんのしょうよこやませんでございます。本路線は、市街地の進展、自動車交通量の著しい増加に対応して、市南部の東西交通を担いますとともに都市の骨格を形成する幹線道路として、これも昭和40年に都市計画決定がされております。延長は約7,090mでございます。起点となります西側から1,300m、及び終点となります東側から1,090m、これは既に整備済でございますが、残る区間については整備ができていない状況となっております。

右側の図に黄色で表示をしております未整備のうちの2,000mの区間の東側、右側でございますけれども、ここには、昭和56年に、国道53号の津山バイパスとなっております都市計画道路新国道53号線が都市計画決定されまして、黒色で表示をしております国道53号の現道、下側でございますけれども、そこから北側の国道179号までが2車線で整備をされまして、すでに供用開始をされているところでございます。

このように周辺の道路が整備されたことによりまして、そこにございます院庄いんのしょうの交差点から津山バイパス、53号の津山バイパスまでの区間につきましては、円滑な交通を確保する機能が、国道179号及び国道の53号津山バイパスによりまして代替されているところでございます。そのため、この区間の必要性が低下している状況にございます。また、土地利用の面から見ましても、既存の市道によりまして病院へのアクセスが確保されますとともに住宅地の整備も進んでおりまして、本区間の果たすべき役割というものが充足された状況にございまして、この区間を廃止することが適当と考えております。

その他の区間につきましては、道路のネットワーク上、必要であると考えておりまして、存続することといたします。

なお、この黄色の中間部が廃止となりますことから、国道53号津山バイパスの津山市平福ひらふくから終点の津山市横山よこやままでの区間3,790mは、左の下側に書いてございますけれども、名称を平福横山線ひらふくよこやませんに変更いたします。

それから左側、起点の津山市院庄いんのしょうから津山市神戸じんごの院庄いんのしょう交差点までの1,300mの区間は院庄神戸線いんのしょうじんごせんとして新たに都市計画決定をいたすこととしております。

13ページをお開きください。

皿一宮線さらいちのみやせん及び上河原小原線かみがわらおばらせんでございます。皿一宮線さらいちのみやせんは、市街化の進展、自動車交通量の著しい増加に対応して、市中心部の交通を担いますとともに都市の骨格を形成する幹線道路として、これも昭和40年に都市計画決定されたものでございます。

延長は約8,300mございまして、起点側からJR津山駅付近までは、国道53号として2車線で供用開始されております。JR津山駅から北に向けて宮川みやがわの手前まで約3.7キロございまして、この区間につきましては整備済でございます。

また、右側に書いておりますが、グリーンヒルズ津山、この付近につきましては県道大田上横野線おおたがみよこのせんとして2車線で整備され供用開始もされております。一方、宮川みやがわと書いておりますところが左下の方にあると思っておりますが、この宮川

を渡ります区間約390m区間と表示してございますが、この区間は未整備となっております。

一方、津山市街地の南北交通というものは、本路線の西側で並行しております大谷一宮線おおたにいちのみやせんという都市計画道路が、これはもう整備が進んでおりまして、これにより十分捌くことができる状況となっております。

また、先ほど申しました大田上横野線おおたかみよこのせんやそれと連絡いたします県道の小原船頭線おばらせんどうせん、これらが2車線で整備されるなど周辺道路の整備が充実してきていることから、土地利用の上でも支障なく、また、宮川を渡る区間より北につきましては、必要性が低下している状況となっております、右側の図で黄色で表示しております1,230mの区間につきましては、廃止することが適当と考えております。

また、この区間の廃止によりまして、上河原小原線かみがわらおばらせんは、皿一宮線さらいちのみやせんと一連で、市中心部と市の北部を結ぶ道路となりますことから、右側の図の左下に表示しておりますように、上河原小原線かみがわらおばらせんのこの440mの区間を皿一宮線さらいちのみやせんというふうに再編いたしまして、終点を大谷一宮線おおたにいちのみやせん、そこへ津山市小原、終点と書いておりますが、ここに移しますとともに、幅員を元の計画が11mでございましたが、現在、整備が終わっております16mの幅に拡げる現道合わせを行うことといたしたいと考えております。

資料の14ページをお願いいたします。最後は、一宮野辺線いちのみやのべせんでございます。

この路線は、東一宮土地区画整理区域内の東西の幹線道路としまして、昭和63年に土地区画整理事業に合わせまして都市計画決定されております。

延長は約1,330mございまして、青色で表示をしております区画整理の区域内の約870mは整備済でございますが、右側の黄色で表示をしております区画整理区域とそれから県道大田上横野線おおたかみよこのせんとなっている都市計画道路皿一宮線さらいちのみやせんでございますが、これを連絡する約460mの区間は未整備となっております。

この未整備区間は、大谷一宮線おおたにいちのみやせんや周辺県道の整備によりまして幹線道路としての必要性が低下をしております。また、この区間は、地形図でもご覧のように丘陵地、傾斜地に計画されている道路でございまして、高低差が非常に大きく、沿道の土地利用というものは見込まれないということになっておりますことから、赤色の破線で表示をしております皿一宮線さらいちのみやせんの区間と合わせて、今回、廃止をするということが適当と考えております。

これら、都市計画道路の見直しにつきましては、赤磐市、さらには、津山市に意見照会を行いまして、意見なしの回答を得ているところでございます。

第5号議案から第6号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

第5号、第6号議案、非常にまあ長期未整備の都市計画道路の計画の見直しということでございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

(特になし)

会 長

特に、ご意見、ご質問もないようです。

それでは、第5号議案および第6号議案につきましては、原案どおり承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。ご異議がないということですので、第5号議案および第6号議案につきましては、原案どおり承認ということにさせていただきます。

【第7号議案審議】

会 長

それでは、続きまして、第7号議案、笠岡都市計画道路の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、7号議案の説明をさせていただきます。

資料の15ページをお願いいたします。

笠岡都市計画道路の変更について説明をさせていただきます。変更いたします都市計画道路は、そこへ赤色で表示しております笠岡市の沿岸部の笠岡湾干拓地を通ります笠岡国道2号線、通称国道2号笠岡バイパスでございます。

この、笠岡国道2号線は笠岡市の交通混雑、市内の交通混雑を緩和することを目的としまして計画されました延長約8キロの国道2号のバイパスでございます。昭和63年に幹線街路として都市計画決定がされておりまして、国道2号笠岡バイパスとして事業着手がされているものでございます。

なお、平成20年3月には、その中でちょっと細めの青色で表示しております県道ですとか市道などの既存道路を活用した格好で、この笠岡国道2号線の側道部分が暫定的に供用開始がされており、現在にいたっている状況でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

平成6年に、道路の広域化というものに應えるために、また高速性ですとか定時性というものを確保していくために、国の方におきまして、この笠岡国道2号線を含めた倉敷市と広島県の福山市を結ぶ延長が約55キロございますが、この間が地域高規格道路の倉敷福山道路といたしまして計画路線に指定されているところでございます。

その後、笠岡国道2号線起点部のそこへ^{かさおかしにしおおしましんでん}笠岡市西大島新田と書いておりますが、その起点から東側の黒色で表示しております玉島笠岡道路約13キロの区間が平成12年8月に、それから、終点部、そこへ^{かさおかしもびら}笠岡市茂平と書いてございますが、そこから西側の福山道路約16キロ区間が平成13年3月にそれぞれ自動車専用道路として、こちらは都市計画決定されております。

一方、国道2号の玉島バイパスと笠岡バイパスは、倉敷福山道路の計画路線の指定よりも以前に幹線街路として都市計画決定されておりまして、国道2号のバイパスとして国により整備が進められている状況でございます。

地域高規格道路の、この倉敷福山道路の一連の区間におきましては、道路の規格が、いま申しましたように一般道路というものと、自動車専用道路というものが混在する状況になっているところでございます。

現在、玉島笠岡道路、これは1期の約4キロの工事が進捗しておりますとともに、そこに2期と書いております9キロ区間の用地買収が、今度は本格的に進められることとなっております。

笠岡バイパスにつきましても、今現在、側道の供用ということをご先程ご紹介差し上げましたが、本線の整備というものに着手するタイミングというふうになってきております。そのような背景から、地域高規格道路倉敷福山道路というものを構成する一連の自動車専用道路として、本線の整備を進める前に、道路の種別を、今現在の幹線街路という種別から自動車専用道路へ変更するものでございます。変更にあたりましては、現在、国が進めております事業の整備計画というものを活かすこととなっております。用地買収の範囲ですとか整備をいたします道路の構造や内容については、基本的に変わりはありません。

第7号議案の説明は以上でございます。ご審議の程を、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

それでは第7号議案につきまして、事務局の方からのご先程の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

(特になし)

会 長

特にご意見、ご質問もないようですので、それでは、第7号議案につきましても、原案どおり承認ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

会 長

ありがとうございました。

ご異議がないようですので、第7号議案につきましても、原案どおり承認することと決定いたします。

【今後のスケジュールについて】

会 長

それではですね、最後に、事務局から本審議会に基づいて、今後の手続きのスケジュール等につきましてご説明をお願いします。

事務局

それでは、今後の手続きにつきまして、ご説明をさせていただきます。資料の17ページ、最後のページでございますが、これをお開き下さい。

まず、左側の第1号議案から第4号議案につきましては、先程申しましたように、名称のみの変更でございます。縦覧は不要となっております。

また、各都市施設の位置ですとか規模、構造等の変更もございませんことから、公聴会の実施や道路管理者等に対します協議も不要となっております。

本日、本審議会でご審議いただきます前に、今年、1月に真庭市に対しまして意見照会を行ってございますが、市の方から「意見なし」の回答を得て

いるところでございます。

本日の審議会で、ご承認をいただきましたので、都市計画法第20条第1項の規定に基づきまして、今後、都市計画の決定告示をさせていただきたいと考えております。

つづきまして、真ん中の欄でございますが、第5号議案及び第6号議案につきましても、公聴会の開催にあたりまして、昨年9月30日から10月14日にかけて都市計画の原案の縦覧を行い、それぞれ2名の方が縦覧をいただいております。しかしながら、意見書の提出についてはございませんでした。

その後、都市計画の案を作成いたしましたし、関係の市からの意見聴取、それから関係する道路管理者への協議を経まして、先月、1月13日から27日にかけて都市計画の案の縦覧を行っております。

この縦覧におきましては、赤磐市において2名の方が縦覧されましたが、いずれの案に対しましても意見書の提出はございませんでした。

なお、本審議会のご承認をいただきましたなら、大臣同意を必要とする国道と重複する路線につきましては、都市計画法第18条及び第21条の規定に基づきまして、国土交通大臣への同意協議の申請を行いまして、大臣同意が得られたのちに、都市計画の決定に進めさせていただきたいと考えているところでございます。

その他の路線につきましては、都市計画法第20条第1項の規定に基づきまして、都市計画の決定告示をさせていただきたいと考えております。

最後に、右端の第7号議案につきましては、公聴会の開催にあたりまして昨年10月11日から25日にかけて、都市計画の原案の縦覧を行いまして、1名の方が縦覧されておりますが、こちらも意見書の提出はございませんでした。

その後、都市計画の案を作成いたしましたし、笠岡市への意見聴取、また、関係する道路管理者への協議を経まして、先月、1月13日から27日にかけて、都市計画の案の縦覧を行っております。この縦覧におきましては縦覧された方はなく、意見書の提出の方もございませんでした。

今後の予定といたしましては、本審議会のご承認をいただきましたなら、都市計画法第18条及び第21条の規定に基づきまして、国土交通大臣への同意協議の申請を行いまして、大臣同意が得られましたのちは、都市計画の決定に進めさせていただきたいと考えているところでございます。

いずれの案件につきましても、今年度内に都市計画の決定の手続きを終える予定としてございます。

今後の手続き等につきましても、以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。